

# 通訳案内士登録情報検索サービス利用申請

観光庁では、通訳案内士として登録されている皆様の就業機会の確保と通訳案内研修の受講状況の管理等を目的とした、「通訳案内士登録情報検索サービス」を運用しております。

通訳案内士として登録を受けると、本サービスのアカウントが作成されIDが付与されることになります。本サービスの利用を希望すれば、氏名・住所をはじめとした法令で定められた登録項目の他、自己PRなど様々な項目を旅行会社等に情報公開することが可能な他、通訳案内研修の受講状況を確認頂く事ができます。**（公開する項目は登録者本人が選択可能）**

また、ご自身の情報公開の他、旅行会社等がサービスに登録した就業依頼の閲覧や依頼への応募もサービス上で実施頂くことが可能となります。つきましては、本サービスの利用を希望される方は、以下の欄にご記入いただき、登録を行う際に都道府県の窓口にご提出ください。

氏名

住所

性別

男 ・ 女 ・ 回答しない

サービス利用希望

希望する ・ 希望しない

E-mail

@

## ※注意事項

サービス利用を希望される場合、E-mailは必須となります。  
複数言語の資格をお持ちの方は、各言語について利用登録させていただきます。

今回申請頂く言語以外の言語や、その他の通訳案内士資格をお持ちの方は、下記にご記入ください。

その他の通訳案内士資格（種別・登録地域・登録番号をお書きください）

種別：全国通訳案内士・地域通訳案内士どちらかお書きください。

例) 全国・東京都・SP00000、地域・〇〇県地域通訳案内士・EN00000

①

②

③

④

⑤

## ※注意事項

①ログインするにはIDが必要となります。IDはシステムから与えられたアルファベットと数字を組み合わせた10桁で構成されております。紛失しないようお願いいたします。

②本サービスの利用に当たっては、後日IDとあわせてお渡しする資料に記載されている手順で情報公開設定をしていただく必要があります。

③これらの手続きをしない限り、一切の情報は公開されません。

Q.1 このサービスで通訳案内士の情報を閲覧したり、就業依頼を登録する「旅行会社等」とは具体的に誰になるのですか？

A.1 閲覧申請を観光庁に行い、承認された下記の者のみ対象となります。

[1]旅行業者（第1種・第2種・第3種・地域限定・旅行業者代理業）

[2]旅行サービス手配業者（ランドオペレーター）

[3]旅館業法に基づくホテル及び旅館

[4]労働者派遣法・職業安定法に基づく通訳案内士派遣業者

[5]日本版DMO登録団体

※自治体に対しては、災害時などに通訳案内士の手配が必要な場合に備えて、別途閲覧権限を付与する場合があります。

Q.2 全員の登録情報が公開されることになるのですか？

A.2 公開される情報は、通訳案内士様ご自身が「公開する」と設定した情報のみとなります。ご自身が公開の設定をしない限りは、公開されることはありません。

Q.3 どのような情報が公開できるのでしょうか？

A.3 都道府県等に登録されている基本情報（氏名、言語、住所等）の他、付加情報として自己紹介や写真、動画などが公開可能となります。

※付加情報は入力したものがそのまま公開されますので、公開したくないものは入力しないでください。

Q.4 情報公開をしたいのですが、E-mailアドレスを持っていません。どうしたらいいですか？

A.4 ご自分のE-mailアドレスを取得した上で申請していただく必要がございます。

Q.5 情報公開をやめたいのですが、どうすればいいですか？

A.5 専用のホームページからログインしていただき、情報公開設定のチェックを外していただければ、その項目は非公開になります。

Q.6 氏名、住所等は旅行会社等に情報公開せず、通訳案内研修の受講状況の確認にのみ利用することは可能ですか？

A.6 研修の受講状況の確認だけしたい方は、研修受講年月日の公開だけを行い、氏名、住所等の他の情報の公開設定や付加情報の入力はいしないでください。研修受講年月日しか公開していない方は、旅行会社等の閲覧対象にはなりません。

Q.7 このサービスを使えば、住所変更等も自分でできるようになるのですか？

A.7 通訳案内士法上、「氏名・住所・生年月日・登録番号・登録年月日・言語種別・代理人の情報」については、登録されている都道府県に届け出る必要があるため、システム上で変更することはできません。  
(情報公開可否についてのみ変更可。)